

整備管理者選任前研修修了証明書の再交付申請の手続きと書類

※群馬運輸支局で行っている手続き方法です。他の運輸支局でのお手続きの方は、各運輸支局へお問い合わせ下さい。

※整備管理者選任前研修修了証明書を汚損、破損、亡失された方、婚姻等により氏名に変更があり新しい氏名の整備管理者選任前研修修了証明書の交付を希望される方

※修了証番号が「例：関群整管第〇〇〇号」となっているもののみ手続き可能です。

※修了証番号が「関群」となっていない方は次の解説を参考に該当する運輸支局へお問い合わせ下さい。（最初に交付を受けた運輸支局でないと再交付の手続きは行えません。）

（解説）修了証番号「関群」の「関」は「関東運輸局」を「群」は「群馬運輸支局」を表しています。

例えば「関埼」であれば、関東運輸局埼玉運輸支局で交付されたものとなります。

○再交付申請必要書類

- ①整備管理者選任前研修修了証再交付申請書
- ②申請者の氏名及び生年月日を確認できるもの
 - ・運転免許証、住民票等の公的機関発行の証明の写し
 - ・婚姻等で氏名が変更になった場合は、変更事由が確認できるもの（戸籍個人事項証明等）
- ③既に交付を受けている選任前研修修了証明書（亡失された方を除く）

○整備管理者選任前研修修了証再交付申請及び受取り方法

（１）申請及び受取りが郵送の場合

- ①申請に必要な書類
 - ・記載事項、添付書類に不備が無いことを確認して下さい。
- ②返信用封筒（A4サイズの書類がそのまま入る大きさのもの）
 - ・郵送を希望される所在地、名称等を明記し、切手490円※（簡易書留分）を貼付して下さい。
 - ※重量等により金額が異なる場合があります。・A4のクリアファイルを同封していただくと折り曲げが防げます。
- ③上記①及び②を同封し下記の＜郵送先・お問い合わせ＞あて郵送して下さい。
- ④交付については、郵送（簡易書留）にて送付いたします。

（２）申請及び受取りが窓口の場合

- ①申請に必要な書類
 - ・記載事項、添付書類に不備が無いことを確認して下さい。

②必要書類を当支局2階の保安窓口に提出して下さい。

③交付日については、提出時にお問い合わせ下さい。

・提出日に交付はできませんのでご了承下さい。

(3) 申請が郵送で受取りが窓口の場合

①申請に必要な書類

・記載事項、添付書類に不備が無いことを確認して下さい。

②窓口に取りに来られる旨のメモを交付申請書の余白部分に記載して下さい。

③上記①を下記の<郵送先・お問い合わせ>あて郵送して下さい。

④交付日については、お手数ですが電話にてお問い合わせ下さい。

(4) 申請が窓口で受取りが郵送の場合

①申請に必要な書類

・記載事項、添付書類に不備が無いことを確認して下さい。

②返信用封筒（A4サイズの書類がそのまま入る大きさのもの）

・郵送を希望される所在地、名称等を明記し、切手490円※（簡易書留分）を貼付して下さい。

※重量等により金額が異なる場合があります。

・A4のクリアファイルを一緒にお持ちいただくと折り曲げが防げます。

③上記①及び②を当支局の2階の保安窓口にご提出して下さい。

④交付については、郵送（簡易書留）にて送付いたします。

○整備管理者選任前研修修了証再交付に要する期間

①申請書類等に不備が無く申請を受理してから約2～3週間程度かかります。

②お急ぎの方は、余裕をもった申請をお願いします。

<郵送先・お問い合わせ>

〒371-0007群馬県前橋市上泉町399-1

群馬運輸支局 保安担当

TEL 027-263-4440

案内番号3